

倫理監督官殿

防衛大臣

自衛隊員の職務に係る倫理の保持について（通達）

自衛隊員は、国民全体の奉仕者であることを自覚し、公私の別を明らかにするなど、常に公正な職務の執行に当たることが求められている。

平成12年4月には、それまでに頻発した深刻な不祥事が、厳しい社会的批判を招いたことを背景として、国民の疑惑や不信を招くような行為を防止するため、自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）が施行され、本年度で8年目に入ったところである。

今般、自衛隊員を指導監督する立場にあった前事務次官の倫理法令違反と疑われる行為が明らかになり、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を大きく揺るがす事態に至った。これは、防衛行政の信頼を傷つける重大な問題である。

国の防衛は国民の信頼なくしてはなし得ないことを改めて深く自覚し、幹部自衛隊員はもとより、全自衛隊員・全職員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう組織の掌握、管理に全力を尽くさなくてはならない。

倫理監督官においては、自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）に照らし、率先して自らの行動を律するとともに、倫理行動基準の遵守に遺漏がないか、特に幹部自衛隊員に規律の緩みが生じていないか改めて点検し、その職務に係る倫理の保持を徹底して、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼回復に努められたい。

配布区分：総括倫理管理官、倫理管理官及び分任倫理管理官